

厚生労働省委託事業  
平成25年度情報公表支援業務

介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の  
利活用方策に関する検討会 報告書

平成26年3月  
一般社団法人 シルバーサービス振興会

## はじめに

我が国では、世界に類がない早さで高齢化が進展しており、2025年には、75歳以上の高齢者数が現在の約1,400万人から2,000万人に増加し、2042年には高齢化のピークを迎えることが予測されている。こうした高齢者人口の拡大にあわせて、単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者の増加も加わり、今後、支え手が減少していく中で、これらの課題に一体的に対応していくことが求められる。

こうした背景の下で、国においては、年金・医療・介護などの社会保障制度の持続可能性を高めることを目的に社会保障・税一体改革が推進されており、我が国の介護分野を支える基盤として定着してきたといえる介護保険制度についても、平成12年の導入から施行13年目を迎え、持続可能な制度の構築に向けた改革が進められているところである。

また同時に、高齢期を迎え介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら暮らし続けることができる地域社会を実現するため、団塊の世代が75歳を迎える2025年を目途に、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防などが日常生活の圏域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が推進されている。

これらの取組の推進に向けては、住み慣れた地域で暮らしていくために必要な地域資源の情報を本人及び家族並びに関係者が、いつでも取得できる環境があれば非常に有益である。今後とも、高齢化が進展していく一方で、インターネットなどの情報通信技術への日常的な関与の度合いが高い高齢者の割合が高まることも予想されるため、積極的なICT（Information and Communication Technology）の活用を促すことができる環境整備が期待される。

こうした中、介護保険法に基づき、利用者が介護サービスを比較・検討して、自らが適切に選択するための情報（介護サービス情報）を都道府県が公表する仕組みである「介護サービス情報の公表制度」は、平成18年4月の施行から、本年度で運用8年目を迎え、現在、「介護サービス情報公表システム」（<http://www.kaigokensaku.jp/>）において、全国約18万か所の介護サービス事業所の情報が公表されている。

本制度については、平成24年度の制度改正により、効率的な制度運営や情報公表システムの利便性向上の観点から見直しがなされたところであるが、今後、地域住民が互いに連携し支え合う地域包括ケアシステムの実現に向けては、介護サービスだけでなく、関連する様々な地域資源の情報を集約し、インターネット等を通じて、広く国民が活用できる仕組みを構築することができれば、「地域包括ケアシステム」の構築を情報の提供という面から支えることができる。

このため、当会では厚生労働省からの委託事業である「平成25年度情報公表支援業務」の一環として「介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会」（委員長：小山秀夫 兵庫県立大学大学院教授）を設置し、介護サービス情報の公表制度の現状と課題を把握するとともに、2025年を目途とした地域包括ケアシステム構築へ向けた施策との連動に向けて、今後の情報公表制度の利活用方策について検討を行った。本報告書は、5回にわたる活発な議論の内容を踏まえつつ、その成果を取り纏めたものである。

# 目 次

はじめに

1	情報公表制度の現状と課題 .....	1
2	情報公表制度と高齢化を取り巻く全体施策との連動.....	4
	（1）地域包括ケアシステム構築へ向けた施策との連動.....	4
	（2）利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進.....	8
	（3）情報公表制度の利活用方策.....	12
3	情報公表制度の活用の方向性 .....	17
別 添	.....	19
別添 1	委員名簿.....	19
別添 2	検討の経緯 .....	20

# 1 情報公表制度の現状と課題

(情報公表制度導入の背景)

平成 12 年度に創設された介護保険制度により、高齢者の介護サービスは行政による措置から、利用者自らがサービスを選択し、事業者との契約に基づき利用する仕組みとなった。また、サービス提供主体も多様な主体の参画が促進され、サービスの供給量は飛躍的に増加した。

このような背景のもと、利用者はどのように適切にサービスを選択することができるのか、選択するための情報の開示が必要なのではないかと、という観点から、介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）は、介護保険法第 115 条の 35 等の規定に基づき、利用者が介護サービス事業所・施設を比較・検討して適切に選択するための情報（介護サービス情報<sup>1</sup>）を都道府県が公表する仕組みとして、平成 18 年に導入された。

本制度に基づいた情報は、インターネットを通じて「介護事業所検索（介護サービス情報公表システム）」（<http://www.kaigokensaku.jp/>）（以下「情報公表システム」という。）に公開され、現在全国約18万か所の介護サービス事業所・施設（以下「事業所」という。）の情報が公表されている。

(情報公表制度の役割)

国民から徴収する保険料や税財源により運営されている介護保険制度は、多様な主体が参入し、それぞれの特性を活かしながらサービスの提供を行うことで、高齢者が自らの有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう支援するための仕組みである。介護保険制度においては、多様な主体がサービスを提供することとなるため、提供されるサービスの内容について広く国民に情報を開示することは、事業運営の透明性を確保することにつながる。また、利用者がその情報を入手・活用し、事業所の選択に役立てることで、利用者のサービス選択において、事業所の特性を活かした取組が適切に評価されることにつながる。このように、情報公表制度は、利用者の主体的な選択を支援する目的を通じて、事業所におけるサービス改善に向けた取組が適切に評価される環境をあわせて整備することで、介護サービス全体の質の向上をもたらす役割が期待されている。

(平成 24 年度の制度改正について)

情報公表制度は施行以降、都道府県が実施する事業所への調査方法やインターネットでの公表方法など、様々な課題が指摘されてきたが、平成 24 年度の介護保険制度改正に

---

<sup>1</sup> 介護サービスの利用者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要な情報として、介護保険法に定められている介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業所の運営状況等の情報。

あわせて、調査方法と公表方法の2つの観点から大幅な見直しが行われ、改善が図られている。

#### ○ 調査方法の見直し

毎年1回すべての公表対象事業所に義務付けられていた都道府県による訪問調査（事業所負担の手数料を徴収）については、事業所に対する負担軽減の観点から、都道府県が任意で実施できる仕組みへと改められた（任意調査は厚生労働省が定める調査のガイドライン<sup>2</sup>を参酌して、都道府県ごとに策定する指針に基づいて実施）。あわせて、制度運営に係る手数料を徴収しない都道府県の費用負担に配慮した国庫補助の拡充も行われた。

#### ○ 公表方法の見直し

インターネットを活用した国民への介護サービス情報の公表方法については、これまで都道府県ごとに運用されていた情報公表システムを、制度運営の効率性の観点から国に一元化するとともに、国民の利便性向上の観点から、課題として指摘されていた「見やすさ」「使いやすさ」「わかりやすさ」を中心に改善を図っている。見直し後の新しい情報公表システムについては、平成24年10月より稼働されている。

#### ○ 公表内容の充実

公表する内容については、法令に基づいて公表義務が生じる全国一律の公表項目に加えて、都道府県の裁量で事業所のサービスの質や介護従業者に関する情報（以下「都道府県独自情報」という。）を公表することが可能となった。あわせて、法令の規定とは別に、事業所の責任において、事業所の特色や写真・動画などを一体的に集約して情報発信できる枠組み（以下「事業所の特色」という。）が新設されるなど、公表内容の充実が図られた。

（平成24年度の制度改正後の現状と課題）

#### ○ 都道府県の制度運営状況

平成24年度の制度改正を経た都道府県の制度運営状況をみると、事業所から手数料を徴収する都道府県は、制度改正以前はすべての都道府県であったが、平成25年度時点で、公表に係る手数料は8自治体、調査に係る手数料は13自治体に減少した。あわせて、調査が都道府県の任意実施となり、実質的な調査頻度が1年に1回から複数年に1回程度となったことも踏まえると、調査に係る事業所の負担は大幅に軽減したものとする。

本検討会においては、このように制度運営の効率化が図られている中で、公表されている情報の鮮度や正確性がしっかりと確保されているかについて、制度の運営状況を引

---

<sup>2</sup> 「「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドライン（平成24年3月13日 厚生労働省老健局振興課長通知）」において、調査が必要と考えられる事項や調査を行わないなどの配慮をすることが適切と考えられる事項、他制度等との連携等により効率的に実施することが可能と考えられる事項が示されている。

き続き注視していくべきとの指摘もあった。

○ 公表方法や公表内容の見直しにおける効果

公表方法の見直しによる効果について、利用者のアクセス数の観点でみると、新情報公表システム稼働後の1か月当たりの利用者アクセス数は、従来のシステム運用時と比べ、約1.6倍に増加<sup>3</sup>しており、一定の改善が果たされているといえる。

一方で、新たに充実された都道府県独自情報を公表できる仕組みについて、具体的などのような情報を設定するか判断が難しいこと等から、ほとんどの自治体で活用できていない状況（介護サービスの質に関する情報：5自治体、介護従業者に関する情報：2自治体）にあることや、情報公表システム利用者のアンケート結果等において、操作方法や画面のみやすさについて不満をもっている利用者が一定程度存在すること、一般の国民に対する情報公表制度の周知度が他の主体に比べて相対的に低い<sup>4</sup>ことなど、新たな改善の視点が明らかになってきている。

---

<sup>3</sup> 旧情報公表システムは、平成22年度の月平均で約26万アクセス。新情報公表システムは、平成24年10月の運用開始から平成25年12月までの月平均で約41万アクセス。

<sup>4</sup> 情報公表システムの利用者アンケート（N=922）において、情報公表制度を詳しく知っている割合は、介護事業所やケアマネジャー、地域包括支援センター、行政機関はいずれも6割を超えているが、一般の利用者では4割に満たない。（平成24年10月～平成25年4月の状況）

## 2 情報公表制度と高齢化を取り巻く全体施策との連動

情報公表制度については、前述のとおり、事業所の負担軽減や情報公表システムの利便性向上の観点から見直しが行われたことで、一定の課題解決が果たされたと考えられるが、同時に新たに改善が必要な課題も明らかになってきている。今後は、これらの課題解決に着実に取り組むこととあわせて、社会情勢の変化に柔軟に対応していく観点から、高齢化を取り巻く全体施策とも連動した取組を推進していくことが必要である。

具体的には、今後の高齢化に伴う諸問題に対応するため、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年を目途に、できる限り住み慣れた地域で生活することができる地域づくりを推進すること、すなわち「地域包括ケアシステム」の構築が、国及び地方公共団体の責務として求められていることを踏まえ、情報公表制度においてもこの実現に向けた積極的な改善を進めていくべきである。

(本検討会の検討事項)

このような視点を中核として、本検討会では都道府県を実施主体としている現在の情報公表制度の仕組みを踏襲しつつも、地域包括ケアシステム実現へ向けた情報公表制度の新たな活用方策について検討することとした。

あわせて、平成 24 年度の制度改正後の現状から明らかになった新たな課題も踏まえ、利用者のサービス選択に資する情報提供のあり方や、情報公表システムの利便性の向上や効果的な普及・啓発などの情報公表制度に関する今後の利活用の方向性についても幅広く議論を行った。

### (1) 地域包括ケアシステム構築へ向けた施策との連動

(地域包括ケアシステムに関連する情報提供の意義)

地域包括ケアシステムの実現に向けては、地域住民が必要なときに必要な支援を受けられる体制を、地域住民の生活に密接な関係をもつ市町村が中心となって、日常生活が行われる区域ごとに整備していくことが必要である。しかし、こうした体制整備とあわせて、地域のどこでどんなサービスを提供しているのかを地域住民が知ることができなければ、せっかく整備された地域資源を主体的に選択して利用することができない。

このため、全国的な情報基盤として、地域包括ケアシステムに関連する地域資源の情報を一元的に集約し、インターネット等を通じて情報提供する仕組みを整備することは、何らかの支援を必要とする国民にとって、非常に有意義である。

なお、神奈川県では、既に「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/w10/wpJsearch.aspx>)において、介護サービスとあわせて、病院や生活支援サービス等の情報を連携・リンクすることで、地域包括ケアシステムに関連する地

域資源を一体的に公表し、地図上に表示するような仕組みづくりが推進されている。

#### (地域包括ケアシステムに関連する情報提供の現状)

地域包括ケアシステムの中核となる要素を分類すると、「住まい」「医療」「介護」「生活支援」「介護予防」と考えることができる。

※ より詳しい分類として、「住まい・住まい方」「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「福祉・生活支援」「保健・予防」という考え方も示されている。<sup>5</sup>

現在、これらの情報がどのように国民に提供されているかは以下の表のとおりである。

分類	情報提供の仕組み	国民に向けた情報発信の方法
住まい	サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム	<a href="http://www.satsuki-jutaku.jp/">http://www.satsuki-jutaku.jp/</a> ※1
医療	医療機能情報提供制度	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html</a>
	薬局機能情報提供制度	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kinou_jouhou/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kinou_jouhou/index.html</a>
介護	介護サービス情報の公表制度	<a href="http://www.kaigokensaku.jp/">http://www.kaigokensaku.jp/</a> ※2
生活支援	—	—
介護予防	—	—

※1 住まいに関する情報のうち、特定施設（有料老人ホーム等）に関する情報は情報公表制度において公表

※2 都道府県の任意で、地域包括支援センターに関する情報の公表が可能であり、一部の都道府県において活用

※3 その他に医療・予防に関連する情報として、「特定健康審査機関・特定保健指導機関データベース」(<http://kenshin-db.niph.go.jp/kenshin/>)において、高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び24条で規定される特定健康診査や特定保健指導を行う機関の情報が自治体等の担当者や国民に向けて提供されている。

#### (地域包括ケアシステムに関連する情報発信のあり方)

この表を見ると、現在、地域包括ケアシステムを構成する要素のうち、生活支援と介護予防（以下「生活支援・介護予防」という）に係る情報については、全国的な国民への情報発信の仕組みが存在しないことがわかる。また、様々な高齢者の相談を通じて、地域住民の介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報についても同様の状況である。今後、地域包括ケアシステムの実現に向けて、これらの

<sup>5</sup> 地域包括ケアシステムを構成する要素として、「介護」「医療」「予防」「生活支援サービス」「住まい」という5つの構成要素が掲げられており、これをより詳しく表現するならば、「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」「福祉・生活支援」「住まいと住まい方」となる。これらの構成要素は、実際には、ばらばらに提供されるのではなく、それぞれの役割に基づいて互いに関係しながら、また連携しながら在宅の生活を支えている。（「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステム構築における今後の検討のための論点」平成25年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 より）



地域資源についても、国民が有効に利用できるような必要な情報を発信していくことが必要となる。その際は、介護サービスなど他の地域資源の情報とあわせて一体的な情報発信を行うことが有効であることを踏まえ、既に全国的な情報インフラとして整備されている情報公表システムを活用し、地域包括ケアシステムに関連する情報を積極的に発信していくべきである。

なお、これらの情報発信にあたっては、前述の神奈川県における取組の方向性も参考にしつつ、多様な地域資源の情報が、自宅を中心とした地図上で一体的かつ総覧的に把握できるようなシステム上の工夫が必要不可欠であるとともに、市町村が地域包括ケアシステム構築の主体的な役割を担っていることを踏まえ、積極的に市町村が情報発信に関与する仕組みとすることが望ましいとの意見があった。

## ① 地域包括支援センターの情報発信

(地域包括支援センターの現状)

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種のチームアプローチを通じて、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務を総合的に行う機関である。平成24年4月末時点の設置数は、全国で4,328か所、サブセンター・ブランチを合わせると7,072か所となっており、市町村が設定する日常生活の圏域のうち、約6～7割に設置されるなど、全国的に定着し、総合相談及び介護サービス等の利用の起点として、地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムの中核としての機能を担うことが期待されている。

さらに、先般取りまとめられた第6期介護保険事業計画へ向けた制度改正の方向性<sup>6</sup>として、高齢者の在宅生活を多職種が協働して支援していく地域ケア会議の開催など、地域包括支援センターのさらなる機能強化が掲げられており、高齢化の進展に伴い、地域包括支援センターが果たす役割はますます重要となってくる。しかしながら、国民の周知度は約3割と他の公的相談機関に比べて低い<sup>7</sup>ことから、その存在や役割及び取組を広く情報として伝え、地域で共有される資源として、地域住民の活用の促進を図っていくことが必要である。

また、地域包括支援センターの中には、多忙な業務に追われ、適切な運営体制が確保できていないところもあるため、業務の実態が地域住民にもわかるようにすべきとの意見もあった。

<sup>6</sup> 「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成25年12月20日 社会保障審議会介護保険部会)において、地域包括支援センターに関して、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化」、「全ての市町村における総合事業の実施」を図っていくことが求められている。

<sup>7</sup> 年金事務所やハローワーク、市区町村の社会福祉部署が約7割程度、福祉事務所や児童相談所が約4割程度となっている。

(地域包括支援センターの情報発信)

この現状を踏まえ、情報公表システムを活用した地域包括支援センターの情報発信にあたっては、地域住民が身近な相談機関として利用する上で必要と考えられる基本的な情報を、地域包括支援センターの設置主体である市町村が公表する仕組みとすることが適当と考える。

その際、実務的には必要な情報の入力を地域包括支援センターが行うことも考えられるが、事務負担を考慮し、公表する情報量や更新の頻度等について配慮するとともに、情報公表システム上の工夫により、可能な限り公表に係る負担の軽減を図るべきである。

また、現在一部の都道府県で、管内の地域包括支援センターの情報を一元的に公表している事例があることを踏まえ、地域の実情に応じて、都道府県も公表できるよう柔軟な方法を選択可能とすることが望ましい。さらに、地域包括支援センターの業務実態がわかる情報を公表することで、地域包括支援センターの活動状況への地域住民の理解や関心が高まることを通じて、地域包括支援センターの運営の向上に寄与することが期待される。ただし、どのような情報を発信することが有効かについては、地域包括支援センターや市町村の業務負担も考慮しながら、検討すべきである。

## ② 生活支援・介護予防サービスの情報の発信

(生活支援・介護予防サービスの現状)

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するためには、医療や介護サービスに加え、日常生活を維持していくための配食・見守りなどの生活支援や社会参加等を通じた介護予防の取組等（以下「生活支援・介護予防サービス」という。）について、地域で一体的に整備していくことが必要である。また、次期制度改正の方向性として、生活支援のニーズが高い要支援者等については、介護予防給付の一部（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行することで、多様な生活支援ニーズに対応した多様な主体によるサービスの利用を促進することが掲げられている。

こうした状況も踏まえ、生活支援・介護予防サービスに関しては、地域住民がこれらの多様なサービスを円滑に利用できる環境を整備すると同時に、元気な高齢者には支援の担い手としての活動にも積極的に参加いただくこと等を通じて、在宅生活の安心を確保しながら、要介護認定に至らない高齢者の増加や重度化の予防を果たしていくことが期待されている。

これらのサービスは地域住民が日常生活を継続していく上で必要なものであることから、医療や介護サービスと同様に、重要な地域の資源として情報発信されるべきものとする。こうした一体的な情報発信を行うことを通じて、地域住民の生活に密接な関係を持つ市町村においては、他の地域資源の整備状況とあわせて一体的な把握を行うことにつながる。

ただし、生活支援・介護予防サービスは既に都道府県や市町村において、独自に公表している場合もあるため、制度において全国的な位置づけを行うにあたっては、これらの取組にも配慮し、地域の実情に応じた柔軟な情報発信の方法を検討する必要がある。

#### (生活支援・介護予防サービスの情報発信)

この現状を踏まえ、情報公表システムを活用した生活支援・介護予防サービスの公表にあたっては、支援内容に応じた一定の分類を行い、サービスを利用するにあたって必要と考えられる基本的な情報について、市町村が公表する仕組みとしてはどうか。

公表にあたっては、生活支援・介護予防サービスの特性として、地域住民の様々なニーズに対応して、身近な地域で提供される必要があることから、地域資源の情報を一元的に把握することが求められている市町村が情報を公表できる仕組みとすることが適当と考える。

その際は、各市町村における生活支援・介護予防サービス提供主体の公表への意向についても配慮すべきである。また、地域包括支援センターと同様に一部の都道府県でこれらの情報を公表している事例があることを踏まえ、都道府県も公表できるよう柔軟な公表方法を選択可能とすることが望ましい。これらを踏まえながら、具体的なサービスの分類方法等について検討していく必要がある。

## (2) 利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

#### (情報公表制度を活用した利用者のサービス選択支援における課題)

現在の情報公表制度における公表項目については、制度創設時に有識者や関係団体等による検討を踏まえ、利用者のサービス選択に資する情報として整理された項目が定められている。一方で、介護サービスの利用者の状態像や置かれている環境等の多様性を踏まえると、幅広い情報ニーズに対応できる網羅的な情報が必要であることから、結果として公表されている情報量が膨大であるとの指摘もある。

また、情報公表制度の施行から6年が経過し、都道府県の裁量や事業所の責任において、既存の項目とは別に公表できる枠組みも設けられているが、その取組状況は様々である。その中で、情報公表制度を活用した都道府県独自の工夫として、介護サービスの質の向上に向けた独自事業や地域包括ケアシステムに関連する情報との一体的な情報発信が行われるなど、積極的な情報公表制度の運用及び活用状況も見受けられる。

さらに、基本的に介護サービスの利用にあたっては、地域における高齢者支援に資する社会資源を把握しているケアマネジャーや地域包括支援センターが中心となって、利用者の希望や心身の状況、周囲の環境等も踏まえ、利用できる社会資源を提示した上で、利用者自身の主体的な選択に基づいた適切なサービスの利用につなげていくものである。こうした利用サービスの決定の過程も踏まえると、情報公表制度を活用し

た利用者のサービス選択支援を推進していくには、ケアマネジャー等による地域資源の把握・提示や利用者へのサービス提供内容の説明等において、情報公表制度の活用をより一層促進していくことが求められる。

こうした現状も踏まえ、情報公表制度の理念である利用者の介護サービス選択支援を推進していくにあたっては、情報の提供方法の改善や情報の充実を図ることで、地域における社会資源の所在状況を明確化するとともに、膨大な情報からサービスの質や事業所の差異、特徴などが一目でわかるように工夫することで、地域の社会資源の整備状況及び個別の事業所等のサービス提供内容の質の両面から「見える化」を推進することが重要と考える。そのために、以下のような多面的な観点から取組を推進していくべきである。

## ① 利用者のサービス選択を支援する機能の改善

(サービス選択に資する情報の提供方法の改善)

介護保険制度においては、多様な事業主体の参画によるサービス提供体制が整備されており、それぞれの運営理念に基づいた多種多様な取組が行われている。これらの情報は、多様な事業主体それぞれの中核をなす固有性が映し出されている情報であり、利用者にとって、事業所の選択を行う上での前提となる重要な情報である。現行の情報公表制度において、全国一律の公表項目として事業所の運営方針やサービス提供内容の特色、第三者による外部評価の実施状況等の情報が設定されているが、これらの情報については、利用者がより活用しやすいよう公表方法の工夫を行っていくことが重要である。

また、事業所による多種多様な取組の主体的な情報発信を支援することを目的とし、平成24年度の情報公表システムの見直しにおいて、制度上定められている項目とは別に、事業所の責任において公表できる枠組み<sup>8</sup>（以下「事業所の特色」という。）が新設されたところである。今後、この「事業所の特色」の情報の充実及び活用の促進を通じて、事業所の情報発信機能を高めると同時に、利用者のサービス選択をより一層支援していくことが求められる。

なお、兵庫県においては、独自の試行的な取組である「ひょうご介護サービス情報公表活用制度」<sup>9</sup>の実施を通じ、事業所のサービスの質の向上の支援が行われている。このような取組は、事業所及び利用者の双方にとってメリットをもたらす情報公表制度の画期的な活用方策として非常に有益であることから、「事業所の特色」の充実にあたっては、こうした自治体における独自の取組についても活用できるよう配慮すべき

<sup>8</sup> 公表できる情報として、従業員や利用者の年齢構成・男女比・特色に関する情報、併設サービス、定員の空き状況等が設定されており、その他にも写真や動画の掲載が可能。

<sup>9</sup> 都道府県が選任する調査員を活用した兵庫県の独自事業。希望する事業所に対して、情報公表制度の運営情報に則した取組の聞き取りや相談支援を行うことで、事業所のサービスの質の向上を支援する取組。

である。

#### (比較・検討のための情報の見直し)

現行の情報公表システムにおいて、利用者のサービス選択を支援する機能の1つとして、公表情報の比較機能が設けられているところであるが、比較項目について利用者が事業所を選択する際のポイントとなる情報に絞るべきとの意見があった。具体的には、事業所において提供されるサービスの質や必要な負担等を判断する上で有益と考えられる情報に厳選した項目に基づいて、複数の事業所情報を比較できるようにすることが望ましい。

これについては、公表情報を活用した利用者の事業所の選択支援を目的として、大量の情報の中から事業所を選択する目安となるポイントや、比較・検討を行う際の事業所間の相違点の読み解き方等について整理された『消費者のための介護サービス情報ガイド』（平成24年3月（社）シルバーサービス振興会介護サービス情報公表支援センター）を参考とすることが有効である。

## ② 従業者に関する情報の公表の推進

#### (従業者に関する情報の公表の意義)

介護サービスに従事する従業者は、利用者に対して、直接サービスを提供する者であることから、従業者の情報を公表することは、利用者・家族にとって事業所選択に資する重要な指標となりうる。

また、従業者の雇用管理に関する事業所の取組状況を公表することは、雇用管理の取組が進んだ事業所への就職希望が高まるとともに、事業所同士が相互に雇用管理の取組を知ることができるようになり、結果として、雇用管理の改善につながると考えられている<sup>10</sup>。さらに、雇用管理の改善によって従業者の質の向上がもたらされれば、その便益は利用者やこれからサービスを利用しようとする者に帰すものである。

以上を踏まえ、利用者のサービス選択の指標として、また同時に、介護人材の確保に向けた取組の一環として、情報公表制度を活用し、従業者に関する情報の公表をより一層推進していくことが必要である。

#### (従業者に関する情報の公表の現状)

現在、情報公表制度においては、従業者に関する情報として、全国一律の基本情報項目である職種ごとの保有資格や経験年数、前年度の採用・退職者数等が公表されている。また、同じく運営情報項目においては、従業者への研修等の事業所の取組の有無について公表されている。さらに、平成24年度の制度改正において、都道府県の裁

<sup>10</sup> 「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケア研究会 報告書」平成22年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社より。

量で全国一律の定型的な公表項目以外にも従業者に関する情報を公表できるようになったが、前述のとおり、ほとんどの都道府県において活用ができていない状況にある。

加えて、介護サービスの分野における実践的な職業能力の評価・認定制度として、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」<sup>11</sup>（以下「キャリア段位」という。）が内閣府における検討のもとで、平成24年度に立ち上げられ、介護従業者の資質向上に向けた全国共通の標準化された仕組みとして運用され始めた。しかしながら、現時点でキャリア段位の仕組みの中では、事業所の取組状況を利用者に伝えるための体制は整備されていない。

#### （従業者に関する情報の充実）

平成24年度に新設された従業者に関する情報の公表の都道府県への配慮義務については、実態としてこれらの情報を公表している都道府県及び事業所が少ない（介護サービスの質に関する情報とあわせて約1割の事業所）ことから、その原因を踏まえた上で、円滑に事業所が従業者の情報発信ができるような工夫が必要である。具体的には、現行の仕組みでは、都道府県が公表項目を設定しない限り、事業所は一切情報を発信することができないため、国において最低限の項目を別途設けることで、事業所の情報発信を可能とする仕組みとすることが適当である。国で定める項目については、賃金表や定昇制度の実施状況、離職率等が考えられているが、雇用管理に関わる情報は本来労使間において決まるような内容も含まれていることから、その取扱いに十分留意の上、今後も引き続き検討していく必要がある。

なお、離職率については、利用者にとって有益な情報である一方で、所在地域の経済状況の影響や計算式の設定方法など、正確に情報を伝えていく上での難点もあるため、全国一律の客観的な指標として公表することは難しいとの意見もあった。

#### （キャリア段位に関する事業所の取組状況の公表について）

キャリア段位については、介護従業者の資質向上に向けた全国統一の標準化された仕組みとして始まった制度であり、それに対する事業所の取組状況等は、利用者のサービス選択においても重要な指標となりうることが期待されている。しかし、キャリア段位の仕組みの中では、利用者に向けた全国的な公表の仕組みが存在しない。このため、情報公表制度を活用して、既存の事業所情報と一体的に公表を行うことは効果的・効率的な情報提供の方法として有益である。

具体的な情報としては、事業所の従業者の資質向上に向けた取組状況がわかる指標として「①アセッサーの人数」、OJT（オン・ザ・ジョブトレーニング、On-the-Job Training）への取組状況がわかる指標として「②段位取得者の人数」、第三者の目を通

---

<sup>11</sup> キャリア段位制度とは、成長分野における人材の育成・確保を目的とし、実践的な職業能力を「わかる（知識）」と「できる（実践的スキル）」の両面から評価して、7段階のレベルで認定する（キャリア段位）とともに、この評価基準等に照らした人材の育成、労働移動を促す仕組みの構築を目指すもの。

じて、介護行為の提供に至った過程の評価への取組状況がわかる指標として「③外部評価の実施状況」があり、これらについては全国一律の基本情報としてすべての事業所が公表を行うことが適当である。しかし、公表の開始時期については、現時点では取組が全国規模で浸透していないことを踏まえ、制度立上げ期間終了後の平成27年度とすべきである。また、利用者がキャリア段位の重要性や効果を理解した上で、情報を活用できるように、情報提供の方法については十分工夫すべきである。

なお、キャリア段位以外にも、それぞれの事業所において従来から介護従業者の資質向上に資する独自の研修等の取組が、主体的に行われている場合があるので、それらの取組等についても、積極的に情報発信できるよう配慮すべきとの意見があった。

### ③ 法定外の宿泊サービスの情報の提供

近年、通所介護の設備を利用して提供されている法定外の宿泊サービス（いわゆる「お泊りデイ」と呼ばれるサービス）が全国的に拡大傾向にあるが、介護保険適用外の自主事業であり、基準等も定まっていないため、利用者の安全面や処遇面において問題が発生することが懸念されている。これについて、透明性を高めるためにも情報公表制度を活用した情報の公表を推進すべきとの意見があった。

## （3）情報公表制度の利活用方策

（情報公表制度の利活用の方向性）

情報公表システムについては、平成24年10月に利用者の視点に立ったシステムの見直しが図られ、ホームページのアクセス数は約1.6倍に増加するなど、一定の改善が果たされたといえる。一方で、システム利用者のアンケート結果等をみると、操作方法や画面のみやすさについて不満をもっている利用者が一定程度存在し、また、情報公表制度に関する一般の利用者の周知度が他の活用主体と比べ、相対的に低いことが明らかになるなど、新たに改善が必要な視点も明らかになった。

今後とも、社会情勢の変化に伴い、国民の求める情報ニーズも変わってくることを予想されるため、これらの課題への対応にあたっては、時代のニーズ等を踏まえた情報公表システムの継続的な見直しが必要である。また、中長期的な視点に立った場合、情報公表制度を必要とする利用者も時間の経過とともに入れ替わっていくことから、普及・啓発活動は継続的に行うことが重要となる。

さらに、情報公表制度の利活用の促進にあたっては、制度の実施主体である都道府県が中心となって、地域住民の生活に密接な関係をもつ市町村や地域包括支援センター等との連携体制を構築することで、地域住民に対して、情報公表制度が身近に存在するサービス選択支援のための仕組みであるという認識の強化を図っていくことが必要である。しかし、各都道府県の間、また都道府県と市町村等の間で情報公表制度の利活用の向上や普及・啓発に向けた取組状況にはばらつきがあることから、実施主体

としての積極的な取組が重要となる。

## ① 情報公表システムの見直し

(情報公表システムの見直しの方向性)

情報公表システムについては、平成 24 年 10 月に改修した新情報公表システムに盛り込めなかった機能や利用者アンケート結果の改善意見等を踏まえた上で、利用者のサービス選択の際の利便性を考慮した改修を行っていくべきである。具体的には、自宅から事業所までの住所検索機能、ソート機能の充実など検索方法のさらなる工夫や GPS 機能を活用したスマートフォンへの対応等がニーズとして挙がっており、以下の方向性に基づいた見直しを図っていくことが望まれる。

### ○ 情報の見せ方

現行法令に基づき公表されている情報は、様々なニーズに対応できるよう多様な情報が掲載されているため、膨大な情報量となっている。この情報をそのまま公表して、一般の利用者・家族がサービスを選択する際に活用することは難しいことが従来から指摘されており、情報公表システムの改修において一定の改善が図られている。一方で、利用者のそれぞれの立場や属性によって必要とする情報は異なるため、安易に現在の情報量を削減することは望ましくない。

今後は、情報の見せ方をさらに工夫することで、それぞれの利用者が必要な情報に簡単にたどり着けるような工夫が必要である。例えば、事業所情報の入口となる「事業所の概要」の情報量は極力絞ることで、閲覧性を高めていくような工夫が有効との意見があった。

### ○ 情報の可視化の推進

前回の情報公表システムの改修の際、利用者にわかりやすく情報を提供するための情報の可視化の工夫として、レーダーチャートの活用や、情報の分類（カテゴリー化）が行われたところであるが、今後もこの方向性に則り、さらなる工夫を推進していくことが求められる。具体的には、事業所の写真や動画の充実、最寄り駅等からの行き方の誘導など、システムの特性を活かした改修に取り組むべきとの意見や、公表されている情報から事業所のサービス提供内容が一目で読み解けるよう内容を充実すべきとの意見があった。

また、個別の事業所のサービス提供内容の可視化と同時に、地域の多様な地域資源の整備状況を地図上で一体的に可視化することで、利用者以外にも都道府県や市町村、地域包括支援センター、ケアマネジャー等における活用を促進し、あわせて、各地域における地域包括ケアシステムの面的な整備状況も明確になることで、地域包括ケア



システム構築に向けた取組の推進につながることも期待できる。

## ② 情報公表制度の普及・啓発に向けた取組

(継続的な情報公表制度の普及・啓発の必要性)

情報公表制度については、従来から、都道府県を経由した一般の利用者に対するパンフレットの配布などの普及・啓発に向けた取組が行われてきているが、中長期的な視点に立てば、介護サービスを必要とする利用者層は時間の経過とともに入れ替わり、なおかつこれまで介護を必要としていなかった世代に対しても、家族の介護や自らの年齢の上昇などにより、介護サービスの利用機会が新たに発生した際に、情報公表制度の存在を知っておいてもらうことが得策である。

このように、情報を必要とする者は絶えず入れ替わることを考えると、今後も普及・啓発は継続的に行っていくことが必要と考えられる。

また同時に、介護を必要とする方々、特に今後増加が見込まれている認知症の高齢者については、本人によるインターネットの活用が難しい場合も考えられることから、直接のサービス利用者以外に対してもバランスよく普及・啓発を行い、地域の支援者等を通じたサービス選択の支援体制を整備していくことも必要である。

これらを踏まえ、効果的な普及・啓発活動の方策として、以下のような取組が有効と考えられる。

### ○ 効率的な普及・啓発の実施

普及・啓発にあたっては、必要な人に必要なタイミングで情報を提供することが有効である。そのため、より効果的な普及・啓発の方策として、介護サービスの利用手続きとあわせた取組を行うことが重要である。

具体的には、最初に介護サービスに関する情報が必要となるのは、要介護・要支援認定を受けた直後であることから、認定通知書とあわせて情報公表制度のパンフレット等を手交し、周知することが望ましい。また、その後も、ケアマネジメントを行った上で、サービスの利用が開始されることから、ケアマネジャーから利用者・家族に対して、利用するサービスに関する情報提供を行う際に、情報公表制度の紹介や情報公表システムを活用して、事業所の比較・検討材料の提供もあわせて行うことを、ケアマネジメントの一環として円滑に行うことが望ましいとの意見もあった。

### ○ 高齢者のボランティア等を活用した情報公表制度の活用支援

現在、介護サービスを必要としている高齢者は、団塊の世代等に比べ、情報リテラシーが相対的に低いと考えられる者の割合が多く、インターネットよりも、紙媒体や対面での相談による情報収集がなじみやすい実態がある。このように、必ずしも、利用者や家族がインターネットを通じて情報を入手するとは限らないことから、地域住

民の介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターや市町村窓口において、退職後に地域貢献を希望する地域の高齢者ボランティア等を活用して、情報公表システムを用いて高齢者等にわかりやすく情報提供することや、地域内の事業所の一覧情報を冊子でまとめ、必要に応じて相談者への提供を行うなど、情報公表制度の活用支援に積極的に取り組むことが必要である。また、その際は、情報公表システムにおいても、紙での情報提供などの活用を推進するための機能の工夫があわせて求められる。

○ 利用者以外に対する普及・啓発を通じた高齢者支援体制の推進

中長期的な視点に立てば、現在介護サービス等を必要としていない方でも、今後利用が必要となったときに、情報公表制度の存在を知っておいてもらうことが得策であることから、直接のサービス利用者以外への普及・啓発活動も重要である。その際、介護保険に関する利用者意識や関心が低い地域住民に対しても、普及・啓発を図っていくには、不特定多数の方の利用が多い行政機関の窓口や医療機関等を情報発信の場として活用することが考えられる。また、高齢者は介護サービス利用の前段階として、医療機関を受診している可能性が高いことから、例えば病院の待合室等で情報公表制度のパンフレットや事業所・施設の検索を行える端末を設置するなどの取組が効果的との意見があった。

さらに、今後、地域包括ケアシステムに関する多様な地域資源を一元的に公表していくとすれば、高齢者の権利擁護を行う日常生活自立支援事業の専門員・生活支援員、成年後見人、社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の職員、民生委員・児童委員、消費生活相談員、老人クラブ、自治会など、地域福祉を支える人々が積極的に活用できるよう、普及・啓発を行うことが重要である。

③ 地域包括ケアシステムにおける連携の仕組みづくりに向けた活用

(高齢者を地域で支える仕組みづくりに向けた視点の提供)

地域包括ケアシステムの実現に向けて、多様な主体が参画した高齢者の在宅生活を支援する地域づくりを推進するにあたって、それぞれの構成主体が地域全体の課題及び目標を共有することを通じて、固有の利害にとらわれない共通理念に基づいた活動の基盤を確保することが重要である。また同時に、地域において自らが果たすべき役割とあわせて他者が果たしている役割を認識できれば、地域における役割分担が明確化され、地域内の構成主体間で主体的に有機的な連携体制を構築していくことにもつながる。

利用者だけでなく、多様なサービス提供主体や自治体等の地域包括ケアシステムの参画者が、情報公表システムを通じて、地域資源の情報が「見える化」されることで、前述のように地域づくりを支援する役割を果たすことも期待したいとの意見があった。

#### ④ その他に必要な視点

(情報公表制度の利活用の促進に向けた多様な視点)

本検討会においては、当初の検討内容に加えて、今後の情報公表制度の利活用の促進に向けて以下のような多様かつ有益な視点が提示された。これらの視点についても、今後の情報公表制度の方向性の検討にあたって、参考とすることが望まれる。

(情報の鮮度の確保)

情報公表制度が利用者のサービス選択のための制度として有効に機能するためには、情報の鮮度も重要な要素の一つとして考えられる。鮮度を確保するための手段として、情報のリアルタイム化（1年に1回の公表から随時更新に変更）を行うべきとの意見があったが、現行制度において年1回の事業所の報告及び都道府県の公表としている趣旨は、情報の正確性を担保するために、都道府県が審査と公表の業務処理を計画的に行う必要があることが前提にある。また、リアルタイム化を行うこととした場合、サービスの提供実績や従業者の情報など、絶えず更新が必要な情報があり、さらに、都道府県は各事業所の情報が最新の情報に更新されているかの確認責任が常時発生することになる。

このため、情報のリアルタイム化の実現には、事業所や都道府県の業務負担等を考慮すると制度そのもののあり方や実現可能性を含めた慎重な検討が必要であるが、現行の運用方法の中でも、事業所が積極的に情報の更新を行うことで情報の鮮度を確保できるよう工夫することが必要である。

(旧介護事業者情報の情報公表システムを活用した代替機能への要望)

従来、独立行政法人福祉医療機構が運営するWAMNETにおいて、都道府県の事業所指定台帳の情報と連携した「介護事業者情報」がインターネットにおいて公開されており、また、会員登録を行うことで、加算の取得状況や人員配置の状況等の詳細なデータのダウンロードが可能であった。これについて、厚生労働省における省内事業仕分けにおいて、当該機能は、情報公表制度と類似していることから廃止すべきとの方針が提示され、平成24年9月末日をもって廃止された。しかし、もともと情報公表制度と介護事業者情報については、情報の性質や想定する利用対象者が異なる仕組みであり、現在、各方面から旧介護事業者情報機能の復活への要望が高まっていることから、情報公表システムを活用した代替機能の提供も検討すべきとの意見があった。

### 3 情報公表制度の活用の方向性

(検討結果を踏まえた情報公表制度の活用の方向性)

情報公表制度は、サービスを提供する事業所が自ら情報を入力し、都道府県を通じて国民へ情報提供を行う画期的な情報提供の仕組みとして創設され、その後、制度を運用していく中で生じたさまざまな課題について、適宜改善が図られてきたところである。その中でも、平成 24 年度の見直しは、制度運営に係る事務負担の軽減と利活用向上の 2 つの観点から調査方法と公表方法の大幅な見直しがなされ、効率的な制度体系の構築に向けた大きな転換点であったといえる。今後もこの見直しの方向性を踏まえながら、時代のニーズに適応した改善がなされることを期待したい。

また、現行の情報公表制度の充実に加えて、本検討会において議論を行った地域包括ケアシステム構築に向けた施策と連動した改善が図られることで、情報公表制度の政策手段としての活用の幅が格段に広がってくるものと考えられる。

最後に、本検討会における検討結果をもとに、今後の情報公表制度の活用の方向性を以下のとおりイメージ化した。

この方向性を踏まえながら、この制度を利用するすべての者（国民、事業所、地域包括支援センター、ケアマネジャー、自治体等）に最大の便益がもたらされるよう、今後とも、情報公表制度のさらなる可能性を追求していくことを期待したい。

# 今後の介護サービス情報公表制度の活用の方角性

## 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

- 高齢者の総合相談から介護サービスの利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や介護予防に関する情報を追加

## 利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
  - ・ サービス選択を支援する機能の充実
  - ・ 従業者に関する情報提供の円滑な実施
  - ・ キャリア段階等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

## 情報公表制度の利活用を促進

- 時代とともに介護等が必要とする世代は入れ替わっていくことから、  
○ 現役世代を含めた継続的な普及・啓発の推進  
○ 時代のニーズに対応したシステムとなるよう定期的に改善

⇒ 地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供  
⇒ 事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービス選択を促進

### (制度の主な利用者)

国民

介護サービス事業所・施設

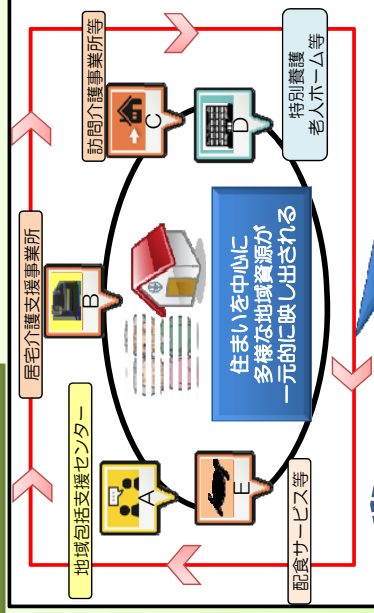
地域包括支援センター・介護支援専門員

自治体

### <見直しにより目指す効果>

- 介護サービス以外の地域資源に関する情報の充実により、住み慣れた地域で在宅生活を続けるために必要な情報を一体的に取得・活用
- 比較・検討するための情報の充実等を通じて、より自分にふさわしいサービスを自らが選択
- 事業所の運営理念やサービス提供に向けた独自の取組等の情報発信機能を積極的に活用し、利用者のサービス選択を支援
- 従業者に関する情報発信に主体的に取り組むことにより、雇用管理の取組を促進。サービスの質の向上と人材確保にも寄与
- 多様な主体が提供する生活支援・介護予防のサービスが一元的に把握できるため、総合相談やケアマネジメント等で活用
- 多様な地域資源の整備状況を「見える化」し、一体的に把握できるため、地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組をさらに推進するとともに、地域の事業所間の連携体制を構築

## 情報公表システム



## <今後の掲載イメージ>

- 他の公的情報提供サービスとの連携
- 医療機能情報・薬局機能情報提供制度
  - サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

別添1

「介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会」  
委員名簿

○は委員長、五十音順、敬称略

<委員>

	稲葉 雅之	一般社団法人 日本在宅介護協会 専務理事
	小川 博司	広島県 健康福祉局介護保険課長
	小泉 立志	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 介護保険事業等経営委員会 特別養護老人ホーム部会長
	木間 昭子	NPO 法人 高齢社会をよくする女性の会 理事
○	小山 秀夫	兵庫県立大学大学院経営研究科 医療マネジメントコース 教授
	齊藤 秀樹	公益財団法人 全国老人クラブ連合会 理事・事務局長
	榊 美智子	東京都 福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
	助川 未枝保	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 常任理事
	瀬戸 恒彦	公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会 専務理事
	高杉 敬久	公益社団法人 日本医師会 常任理事
	筒井 孝子	国立保健医療科学院 統括研究官
	馬袋 秀男	一般社団法人 全国介護事業者協議会 理事長
	平川 博之	公益社団法人 全国老人保健施設協会 副会長
	水越 洋二	全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 横浜市不老町地域ケアプラザ 所長
	山村 和宏	ひょうご介護サービス情報公表活用制度専門調査機関 株式会社創造と協働のまちづくり研究所 代表取締役

<事務局>

	厚生労働省 老健局振興課
	朝川 知昭 振興課長
	川部 勝一 振興課長補佐
	山田 大輔 介護サービス振興係長
	井上 大地 事務官
	一般社団法人 シルバーサービス振興会
	水田 邦雄 理事長
	吉田 静慈 常務理事
	久留 善武 企画部長
	橋本 洋 企画部次長
	柳澤 直子 研究員

## 別添 2

## 検討の経緯

回	開催日	開催場所	主な議題
第 1 回検討会	H25. 7. 16	シルバー サービス 振興会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 情報公表制度の概要について</li> <li>■ 情報公表制度の現状と課題について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の調査研究事業の結果</li> <li>・都道府県の制度運用実態</li> <li>・公表内容の見直しに関するアンケート結果</li> <li>・これまでの普及啓発活動</li> </ul> </li> <li>■ 今後の検討内容について</li> </ul>
第 2 回検討会	H25. 8. 22	シルバー サービス 振興会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第 1 回検討会のフォローアップ</li> <li>■ 地域包括ケアシステムの構築へ向けた情報公表制度の位置づけ</li> <li>■ 従業者等に関する情報の公表</li> <li>■ 「生活支援サービス情報かなわがわ」の取組について</li> </ul>
第 3 回検討会	H25. 9. 11	弘済会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第 2 回検討会のフォローアップ</li> <li>■ 地域包括ケアシステムの構築へ向けた情報公表制度の位置づけ</li> <li>■ 従業者等に関する情報の公表</li> <li>■ 公表項目のあり方</li> <li>■ 介護キャリア段位制度について</li> </ul>
第 4 回検討会	H25. 10. 21	シルバー サービス 振興会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第 3 回検討会のフォローアップ</li> <li>■ 介護キャリア段位制度に関する情報の公表について</li> <li>■ 情報公表システムの利活用・認知度向上へ向けた方策</li> </ul>
第 5 回検討会	H26. 1. 31	シルバー サービス 振興会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 検討会報告書案について</li> </ul>